

マイナンバーカードの作成

▶申請方法：郵送、パソコン・スマートフォン(交付申請書がない方は、市民課または北部・南部出張所の窓口で発行可。電子申請を利用した郵送による発行依頼も可)

○申請サポート窓口

▶受付時間：8:30～17:00(土・日・祝除く)

▶場所：本庁舎1階市民課マイナンバーカード担当窓口

▶受け取り予約：カードの申請から2カ月ほどで市役所から交付通知書(はがき)を送付。交付通知書が届いたあと、インターネット、電話にて受け取り予約可能

☎市民課マイナンバーカード担当☎940-8604、HP9882・74358

越谷市住宅・店舗改修促進補助金(第1期)

▶補助対象者：▷住宅…市内に住宅を所有し、居住している方(越谷市に住民登録があること)▷店舗…市内に店舗を所有または賃借し、事業を営む(営もうとする)中小企業者

▶補助対象工事：次の①・②のすべてに該当する改修工事。①市内の施工業者(本店が市内にある改修工事業者に限る)を利用して実施する20万円(税抜き)以上の工事 ②補助金交付決定

後に着工し令和8年2月末日までに完了する工事

▶補助額：補助対象工事に要した経費の20%(上限10万円)

▶申込み：6月2日(月)～16日(月)(消印有効)。電子申請、郵送、窓口。予算を超える申請があった場合は抽選(第2期の募集は11月を予定)

*募集要項および申請書類は窓口で配布するほか、市ホームページから印刷可

*詳しくは市ホームページを参照

☎経済振興課(第三庁舎4階)☎967-4680、HP100374

合併処理浄化槽に転換する方への補助金

▶対象：市街化調整区域内の専用住宅に居住し、令和8年3月10日までに10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する方。次の①～⑧のいずれかに該当する方は対象外。①建築確認を伴う新築、増築時に設置する ②すでに設置済み ③設置の届け出の審査を受けずに設置する ④指定された期間内に設置できない ⑤専用住宅を借りている方で賃貸人の承諾を得られない ⑥専用住宅を転売または賃貸の目的で所有している ⑦設置条件を満たさない浄化槽を設置する ⑧市税などに滞納がある

▶申込み：4月7日(月)～11日(金)。抽選参加申込書と浄化槽設置届の写しを窓口へ

耐震診断・耐震改修費用の一部補助

▶対象：2階建て以下の木造住宅の所有者、分譲マンションの管理組合

▶補助対象・補助内容・補助額：下表のとおり

補助対象	補助内容	補助額
木造住宅	耐震診断	費用の3分の2(上限7万円)
	耐震改修	費用の23%(上限50万円)
		費用の23%(上限35万円)
分譲マンション	簡易耐震改修	費用の23%(上限20万円)
	耐震予備診断	費用の3分の2(上限10万円)
	耐震本診断	費用の3分の2または住戸数×5万円(上限100万円。予備診断補助を受けた場合上限90万円)

▶申込み：4月7日(月)から。電子申請、窓口。予算がなくなりしだい終了

*詳しくは市ホームページを参照

☎建築住宅課(本庁舎6階)☎963-9235、HP10106

えせ同和行為を排除しましょう
— 埼葛えせ同和行為対策強化月間 —

本市(町)を含む埼葛市町では、毎年4月を「埼葛えせ同和行為対策強化月間」と定め、部落差別に対する正しい理解の妨げとなっている「えせ同和行為」の排除を呼びかけています。

○「えせ同和行為」とは

部落差別の解消を口実に、個人、企業、行政機関などに対して「図書等物品購入の強要」や「寄附金・賛助金の強要」など、不法・不当な行為や要求をすることです。

このような行為は、要求を受けた人が被害に遭うだけでなく、部落差別に対する誤った認識を植えつけ、新たな偏見や差別意識を生む要因となり、部落差別解消の大きな阻害要因となる許されない行為です。

○えせ同和行為は断固拒否しましょう

えせ同和行為の要求に応じる必要はありません。その場しのぎの安易な対応は、かえって相手につけ込まれます。終始、き然とした態度で断固拒否し、えせ同和行為を排除しましょう。

○部落差別に対する正しい理解を深めましょう

部落差別とは、被差別部落に「住んでいる」あるいは「生まれた」ということを理由とした不合理な偏見により、結婚や就職、日常生活などの面で差別を受け、基本的人権が侵害されるという、日本の歴史の中で生み出され、現在もなお存在する我が国固有の重大な人権問題です。埼葛市町では「部落差別の解消の推進に関する法律」や「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」を踏まえ、部落差別に対する正しい理解が図られるよう、人権教育・啓発活動を推進しています。

*えせ同和行為を排除するために：法務省ホームページから閲覧できます

☎人権・男女共同参画推進課☎963-9119

市内に住宅・空き家を所有している方へ

予 防 「住まいの終活ノート」の改正

空き家になる要因の約6割が相続にあると言われています。「住まいの終活ノート」を利用して、居住中のうちから自身の気持ちや住まいについて整理するとともに、将来、家族への負担を減らすためにも、今後について話合ってみませんか。「住まいの終活ノート」は、市ホームページおよび建築住宅課、各地区センター、北部・南部出張所等で配布しています。

管 理 相続登記申請の義務化～空家法の改正

相続登記の申請は、不動産を相続(取得)したことを知った日から3年以内に行う必要があります。相続登記の未了は、適切な管理がされていない空き家が増加する大きな要因の1つです。不動産を相続したら早めに相続登記をしましょう。

また、空き家が原因で近隣などに被害が生じた場合、所有者等が賠償責任を問われる場合があります。空家法の改正(令和5年12月)により、空き家所有者等の責務が強化されたとともに、適正な管理が行われていない空き家等(管理不全空家等)に対し、市から「勧告」を受けた場合は、その敷地の住宅用地の特例措置が解除され、固定資産税等標準額の減額が適用されなくなりました。定期的な点検を行い、樹木の管理や建物等に破損等が見られる場合には速やかに修繕を行うなど適切な管理をしましょう。

活 用 越谷市空家バンクへの登録物件募集

空き家は解体する以外にも、賃貸や売却等によって資産として活用できます。越谷市空家バンクでは、空き家の賃貸や売却を希望する所有者から提供された情報を広く紹介し、利用希望者とマッチングを行っています。所有している空き家の売却等にお悩みの方は、建築住宅課までご相談ください。

補 助 空き家の除却または改修費用の一部補助

	対象となる空き家	補助額
除却工事	・特定空家等に認定され、勧告を受けていないもの ・昭和56年5月31日以前の旧耐震基準に基づき建築された空き家	費用の5分の4(上限30万円。空き家が未接道敷地に存する場合は上限50万円)
改修工事	・改修後の用途が、地域活性化等に資する施設として10年以上継続して活用する ・昭和56年6月1日以後の新耐震基準に基づき建築された空き家(同日前の耐震基準で建築されており、同日以後の耐震基準を満たしているものおよび改修工事を実施することにより同日以後の耐震基準を満たすものを含む)	費用の3分の2(上限30万円)

▶申込み：4月7日(月)から(予算がなくなりしだい終了)

*詳しくは市ホームページを参照

☎建築住宅課(本庁舎6階)☎963-9205、HP9989